

西大寺本『金光明最勝王經』の漢文注記の記入年代

朴賢

本稿は、西大寺本『金光明最勝王經』^(一)に見える漢文注記の記入時期を明確にし、それから漢文注記の記入事情を検討しようとするものである。

一、問いの始まり…春日政治氏の「本点」はどこまでを含むか

西大寺本『金光明最勝王經』(全十卷、以下「西大寺本」)は天平宝字六年(七六二)の願文を持つ奈良写経であり、全巻に稠密な訓点^(二)が記入されている有名な訓点資料である。その訓点のうち(一)、最も重要なものは天長(八二四～八三四)頃とされる平安初期の白点(白墨による訓点)であり、国語学的価値は極めて高い。この平安初期点に対する国語学的研究は、春日政治氏の名著『西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究』(一九四二、以下『最研』)の刊行をもって大成された。

西大寺本の白点をその内容や記入位置によって次のように四分できる。

- ①ヲコト点・仮名(本文)〔直接国語の読みを示す〕
- ②訓字^(三)〔行間や欄外〕〔国語の読みに関わる〕

③科段注記^(四)〔行間や欄外〕〔漢文。国語の読みに殆ど関
わらない〕

④語句解釈^(五)〔行間や欄外〕〔漢文。国語の読みに殆ど関
わらない〕

右のように西大寺本の白点にはヲコト点・仮名のほか、行間や欄外に記入された漢文注記(②③④)も全巻にわたって見られる。②は本文の訓読に関わるため、『最研』の読み下し文にすべて反映されている。③④の場合、原漢文理解の助けにはなるが、国語の読みに直接関わらない場合が殆どである^(五)。ただし、③④の一部は漢字仮名交じり文になっているため、国語の資料になりうる。結果的に、『最研』の研究対象は①②のほか、③④の中の漢字仮名交じり文も含んでおり、春日氏はこれらを合わせて「本点」^(六)という用語で呼んでいるようである。

問題は、②③④の漢文注記も①と同じく「本点」と呼んで良いのか、ということである。即ち、②③④のような漢文注記も①と同じ時期の加点と見て良いのか、という問題がある。現状ではこの両者の関係を検討しないまま、同じく「本点」と見做されている。『最研』の「本点」という用語以来、諸研究では「平安初期点」「白点」などの語をもって西大寺本の白点を称

することとなり、①②③④すべてを漠然と同時期の加点と見做してきただけである。本稿では議論の便宜上、「本点」という用語を避けて、白点の中の①を「訓読点」、③④を「注釈点」と限定して呼ぶことにする。②は訓読に関わる「注釈点」といえる中間段階のものであるが、③④とは異なり、本稿第二節で述べる書風や墨色以外の要素では検討できない部分があるため除外しておく^{七〇}。

『最研』を含む先行研究は、③④の注釈点の中で漢字仮名交じり文以外を研究対象としてこなかった。それは国語学の資料にならないと見做されたためである。しかし、国語資料になる漢字仮名交じり文がこの分類に属すること、西大寺本の多量の漢文注記の殆どが注釈点であること、漢文注記の研究においてその年代判定が基礎作業になること、西大寺本の加点全般を考える際、訓読点と注釈点との関係を明らかにする必要があることなどからも、注釈点がいつ記入されたのかという問題は無視できない。

以下では、(一) 墨色と書風、(二) 漢字仮名交じり文にあるヨコト点・仮名の種類、(三) 訓読点と注釈点の記入順序、という三つの方面から注釈点の記入年代を検討してみたい。

二、訓読点の加点者と注釈点の記入者との関係

二―一、墨色と書風

最初に、当たり前のことだが、墨色に言及しなければならぬ。西大寺本の訓読点も注釈点も同じく白墨で記入されており、

墨の濃淡もほぼ同じで区別がつかないのである。もちろん、同じ墨色・濃淡の加点だとして、同じ人物あるいは同じ時期に加点された充分な証拠にはならない。しかし、全く異なる墨色の加点、濃淡の異なる加点は、一般的に別筆・別時期のものの場合が多い^{七〇}。墨色を見る限り、西大寺本の訓読点と注釈点は同時期の加点である可能性がある。

また書風について、訓読点は仮名のみであるため、注釈点の書風と比較することは難しいが、真仮名や草仮名の古態を残す範囲でいえば、両者の書風の間には著しい区別を認めたい^{七〇}。

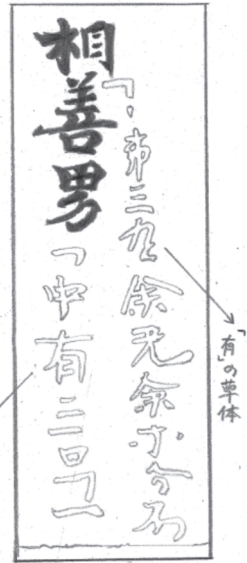
疑問に思うのは、注釈点の中、欄外のもの（大きめ・楷書のものが多い）と行間のもの（小きめ・崩し字混用のものが多い）との間に書風が異なると見ることもでき、注釈点に二筆以上ある可能性が存することである。ただし、これらは文字を書き込む場所の物理的制限、つまり行間が欄外より空間が狭いため生じた差異と見られ、次のような例によって解消できると思われる。（漢字は新字体に変え、句読・網掛けは私意、「/」は改行を示す。巻・行数は総本山西大寺編のもの、春日図版は『最研』の頁数。画像は稿者による原本図版の模写で、黒は本文、白抜は白点を表し、朱点は略した。以下同）

〔例1〕

【本文】善男子、依此二身、一切諸仏説有餘涅槃。（卷二・五二行、春日図版二四頁）

【注釈点】（鉤点）第三有餘無餘等分別／門。中^有三。○（鉤点）一。

例1では、科段の注釈点が行間から始まり下欄まで続くが、その過程で注文に登場する二つの「有」字の書体が行間では草



例1 - 画像

書で、下欄では楷書で書かれている。この例は本経の注釈書である唐・慧沼『金光明最勝王経疏』（以下『疏』と略す）を出典にしている⁽⁴⁾ため、連続する文章であることは明らかである。

右のように墨色と書風を検討してみると、西大寺本の訓読点と注釈点は同筆の可能性が十分あることが分かる。

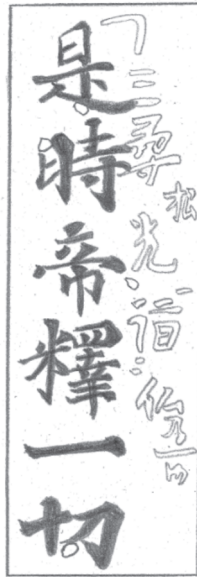
二―二、漢字仮名交じり文の仮名字体とヲコト点

第一節で言及したように、西大寺本の注釈点には漢字仮名交じり文が一部存在し、その箇所は二九例と数えられる（添付資料）。また、それらの文章には仮名だけでなく、わずかながらヲコト点も付されている⁽⁵⁾。注釈点の漢字仮名交じり文の仮名とヲコト点を訓読点の仮名字体表やヲコト点図⁽⁶⁾と比較してみると、漢字仮名交じり文に用いられた仮名一〇一例（異なり数二七例）と、ヲコト点一五例（異なり数九例）はすべて訓読点のものと一致している。その一例を挙げることにする。

〔例2〕（添付資料の用例⑩、仮名は片仮名、ヲコト点は平仮名、以下同）

【本文】是時、帝釈一切天衆、及恒河女神、并諸大衆、蒙光希有、皆至仏所、右繞三匝、退坐一面。（卷三・一行、春日図版四三頁）

【注釈点】三尋⁽⁷⁾光を詣⁽⁸⁾をいふ⁽⁹⁾所⁽¹⁰⁾に（三（は）光を尋ネ仏ノトコロに詣（る）をいふ）



例2 - 画像

右のように、漢字仮名交じり文と訓読点の仮名字体やヲコト点図が完全に一致するという事実は、訓読点の加点者と漢字仮名交じり文（即ち注釈点）の記入者の用いたヲコト点や仮名が同じ種類であったことを意味する。このことは、訓読点の加点者と注釈点の記入者は少なくとも非常に近い関係にあったことを証言する。特に、ヲコト点の伝承が未だ発達せず、文献ごとに点図が異なるほど点法が多様であった平安初期の状況を考え合わせると⁽¹¹⁾、両者は同一人物であった可能性が極めて高い。

二―三、白点と漢文注記の記入順序

第一節で見たように、西大寺本の加点には①②③④の多種多

様なものがあり、稠密な加点であるため、お互いの記入順序が読み取れる場合がある。特に、訓読点と注釈点との記入の先後関係が分かれば、注釈点の記入時期を判断する有用な情報になる。具体的には次のような二種類に分けることができる。

(一) 訓読点が先で、注釈点が後の例

【例3】(補読は(一)、複数訓は「一」、□で囲むのは判読不確かな箇所、網掛けは順序が分かる部分、以下同)

【本文】金光明最勝王經序品(巻一・一行、春日図版一頁)

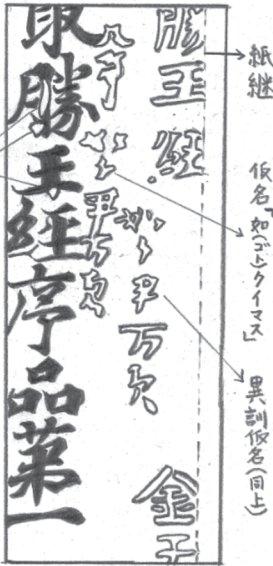
【訓読点】金の光明ありて最勝なること王のゴトクイマス經序品

品

(異訓) 金の光明アリテ最勝ルコト王のゴトクイマス經序品

【注釈点】□…□金光明最勝王經 金王二字一向諭 光

明最勝並通法諭／疏文也



例3 - 画像

例3の注釈点は『疏』による連続する漢文である(十四)。それが本文の題名に付された仮名のうち、異訓の「如(ゴト)クイ

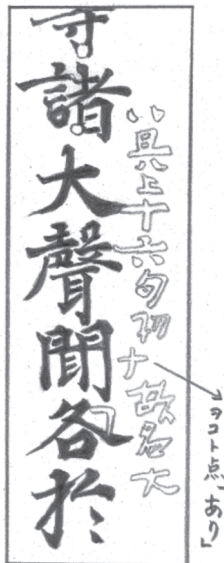
マス」(同じ仮名が二回付されるが右側のもの)を避けて記入されている様子は容易に読み取れる。この場合、本文に訓読点が先に記入されてから注釈点を書き込まれたことになる。同紙にある他例を挙げる。

【例4】

【本文】如是等諸大声聞(巻一・二二行、春日図版一頁)

【訓読点】是等の如キ諸の大声聞あり。

【注釈点】以具上十六句功 故名大



例4 - 画像

例4の注釈点も『疏』にその典拠を求めることができる(十五)。

つまり文章は連続するはずであるが、「聞」字の右に「アリ」のヲコト点(訓読点)が既に付され、それを避けるため注釈点の漢文の途中に間ができてしまったのである。

(二) 注釈点が先で、訓読点が後の例

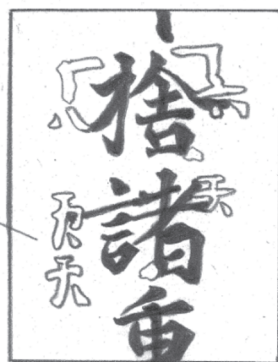
【例5】

【本文】捨諸重担、逮得己利(巻一・六行、春日図版一頁)

【訓読点】諸の重担を捨てテ「(左)ステ」、逮(び)て己が利を得

(エ)「(左)エ」、

【注釈点】「捨」の右に「鉤点」六、左に「鉤点」八



例5 - 画像

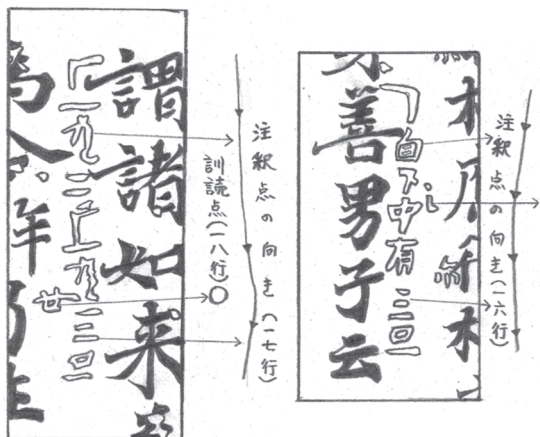
仮名「ステ」

例5は左右両側に仮名が付されて、「捨」字に対する付訓であることは明らかである。ただし、その加点の位置が下に偏っているため、一見その次の「諸」字に加点されているかのように見える。その理由は「捨」字の左・右側とも既に科段の注釈点が付されたため、後で付された訓読点の仮名のほうはやむを得ず下に偏ったのだろう。

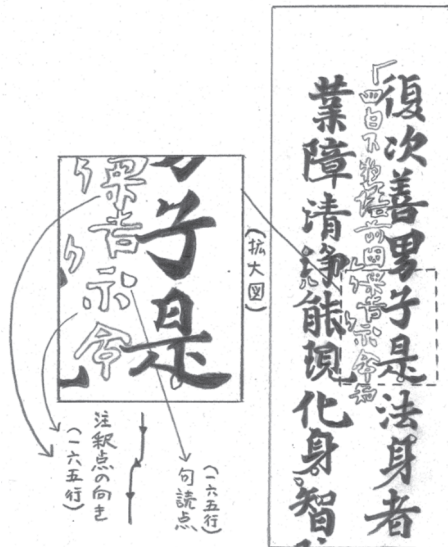
この箇所の科段の注釈点は上欄の注釈点に対応するものであり、その出典をさらに遡ると『疏』に基づくことが分かる。その注記は「総別相門、／有十六句。／^(初)□総句、／十五、別句也。／文左記也。／撰取事門、／有十一句。文／右記也。」(巻一・六〇一一行の上欄、春日図版一頁)になるが、本文の行間にはその通り、総相・別相の門(教え)による区分が左に一から十五まで、右には撰取の教えによる区分が一から十一までで注記されている。即ち、本文のこの部分は、先に科段の注釈点が付されてから訓読点を付したと見るべきであろう。

右のように、同紙の隣接する範囲内で、訓読点が注釈点より先に記入される例と、後に記入される例が併存することは、何を意味するのだろうか。もし訓読点と注釈点とが別時期・別人物によるものである場合、このような現象が起こりうるだろうか。注釈点を細かく見て、③科段の注釈点↓①訓読点↓④語句解釈の注釈点という順序で三人が三つの時期に加点作業を行ったと考えることが可能かもしれない。しかし、西大寺本の加点には、①↓③の加点順と見られる例もある。

【例6】(巻二・一六〇一八行、春日図版二二頁)



例6 - 画像



例7-画像

これらのことによつて、訓読点の加点者と注釈点の記入者は同一人物であると見たほうが最も合理的である。その場合、注釈点の記入時期は訓読点と同じく天長（八二四〜八三四）頃と推定できる。

ただし、天長頃という西大寺本の訓読点の加点時期については異論が存する。大坪併治氏はその加点時期が従来考えられたよりも下るかと疑つており、その根拠として推量の助動詞マシの未然形の古形「マセ」は用いられず、専ら「マシカ」の例であること、受身の助動詞にラルを用いてラユは用いないことなどの文法事項を挙げている（一六五）。小林芳規氏も大坪説を引用しながら支持している（一六七）。最近では欧米の日本語研究者の中にもこの説の紹介が見られ、加点年代を天長頃より下る九世紀後半と推定している（一六八）。

筆者は西大寺本の訓読点の加点時期について再考の余地があると思う。春日政治『最研』以来の加点年代推定は、主に仮名字体を根拠にしているが、仮名字体及び加点の稠密さなどの面では、西大寺本に類似するものが九世紀後半の訓点資料に存在しないことも事実であろう。西大寺本の訓読点の加点時期に対する考察は別稿を期し、本稿では、しばらく従来の天長頃加点説に従つておくことにする。

三、西大寺本の漢文注記は移点か

三―一、漢字仮名交じり文に付されたヲコト点

このような諸例による限り、訓読点、科段の注釈点、語句解釈の注釈点の間には決まった先後関係を見出すことができない。もし、それでも異なる内容の加点はそれぞれ複数の人物によるものと考えらるならば、残る可能性としては、それらの人物が同一の場所に集まり、西大寺本という一つの写本を前にして順番を変えながら加点する、というシナリオしかないだろう。それよりは、同一人物が、同一時期に、訓読点と注釈点のすべてを記入したと見たほうが自然であろう。

以上、第二節で検討したように、訓読点と注釈点は、墨色や書風が同じであるため同筆の可能性が存し、仮名字体やヲコト点の種類も一致し、記入順序にも決まったルールを見出せない。

「二―二」節で確認したように漢字仮名交じり文の仮名字

体・ヲコト点図の種類は訓読点と同種類であるが、ここで新たな問題が生じる。それは、漢字仮名交じり文にヲコト点を付すことの持つ意味は何かということである。ヲコト点は漢文を解読するために付すものであるが、漢字仮名交じり文は仮名（宣命書の表記、振仮名とは異なる）によって既に一通り解読が終わった文章である。もし西大寺本の漢字仮名交じり文が記入者自身による解読文である場合、それに重ねてヲコト点を付すこと、即ち自分の解読文をもう一度解読することは奇異な現象と言わざるをえない。

西大寺本に見える漢字仮名交じり文は、語順は漢文そのままで仮名を宣命書の形態で付したものである。同類の漢字仮名交じり文について、春日（一九八三）の「片仮名交り文」では、古点本を博搜して漢字仮名交じり文の歴史を論じているが、特に類例の多い飯室切本『金光明最勝王經註釈』平安初期点を含めても、漢字仮名交じり文にヲコト点を加えたものは存在しない（一九）。

その他、特例として佐藤氏旧蔵『東大寺諷誦文稿』平安初期点（以下『文稿』と東大寺図書館蔵『七諭三平等十无上義』平安初期点（以下『无上義』）が挙げられよう。この両資料の特殊なところは、資料の本文が漢文本位の漢字仮名交じり文（漢文順、一部変体漢文）になっており、それにヲコト点（両資料とも第三群点）を加えている点にある。この本文たる漢字仮名交じり文を自作文章と見るかどうか、またその上に付されたヲコト点を別筆に見るかどうかについては、研究者の間で意見が分かれている（二〇）。

いずれにしても、漢字仮名交じり文にヲコト点を付すことは

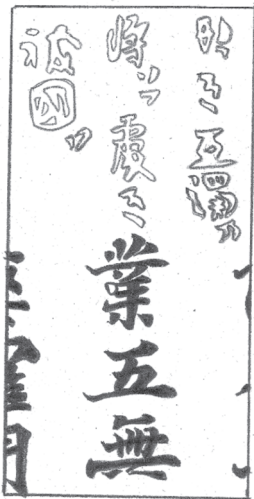
稀であり、特にそのような現象が自作文章あるいは自分の解読文で起こった場合には何らかの解釈を与えなくてはならない。西大寺本の漢字仮名交じり文は原漢文が『疏』に出版を求められるものが殆どであり（添付資料）、自作文章でなく原漢文の解読文になる。その場合、次のようないくつかの可能性が考えられる。

（イ）記入者が、漢文のみの注釈書などを見ながら、その原漢文に仮名とヲコト点を付す
（ロ）記入者が、漢字仮名交じり文になっている他の資料を見ながら、ヲコト点のみを付す

（ハ）仮名とヲコト点両方付された他の資料を見ながら、記入者がそのまま写す

右の三つのうちのどちらが合理的なのか、例をもつて考えることにする。

【例 8】（巻三・五行、春日図版四三頁、添付資料の用例⑬）



例 8 - 画像

「時^す即五濁^す時^す處^す即穢國^す」と読める一文であるが、注目すべき箇所は「處」字の右上である。仮名ソの下に続いて仮名

フに見える文字があるが、これはフの音を表すのではなく、處の右上に施された「トイフハ」の読みを示すヲコト点と見ることはできない。(イ)の場合は原漢文を先に書いて加点するか、仮名のみで宣命書にするかのほうが普通で、予め仮名やヲコト点を記入する場所を空けておくと考えるのは不自然ではないか。(ロ)の場合も仮名書の空間は事前に確保できるが、「フ」のようなヲコト点を書く場所まで空けておくのは考えにくいのではないか。その目で見ると、漢字仮名交じり文に付された他のヲコト点の例も、予め加点のためのスペースを空けておいたとも見えるのである。その場合は、(ハ)の可能性が大きくなるだろう。

(ハ)は、元にした他の資料に仮名とヲコト点両方あったとすれば(宣命体でなくても)、それを写す時に必要な空間は予見できるはずである。例8では、フの記号が處字よりは、むしろ上のソの仮名に近づいているように見え、機械的に写しているような感じさえするのである。

以上、稿者としては、まず自分の解説文である漢字仮名交じり文にヲコト点を記入する行為は、自分の解説をもう一度解釈することになるため、理屈として考えがたいと思う。また、現存資料でもそのことを裏付ける確かな例がないため、西大寺本の場合は、(ロ)か(ハ)のいずれのケースになると思う。更に、西大寺本の漢字仮名交じり文はその実例から見ると、わずかではあるが、(ハ)仮名とヲコト点両方付された他の資料を見ながら、記入者がそのまま写したと見るほうが合理的ではないだろうか。

三―二、西大寺本の注釈点に見られる誤写

補足として、もし西大寺本の注釈点が他本からの移点だとする場合、移点過程で生じた誤写と見ることのできる例を提示しておきたい。

(一) 目移りによる誤りと思われるもの

〔例9〕(巻三・二七―二八行、春日図版四四頁)

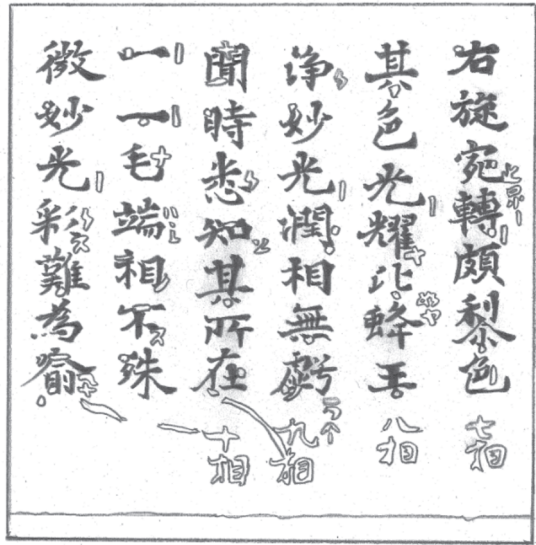


例9-画像

本文の「真実眼」の右傍に付すべき注釈点「五眼也」の位置がその一行前になり、見せ消ちの後、正しい位置に記入し直されている。

〔例10〕(巻五・一七―二〇行、春日図版七九頁)

仏の十六相の本文対応箇所を行尾に注記しているが、「九相」「十相」の位置を誤り、線状の指示符で直している。



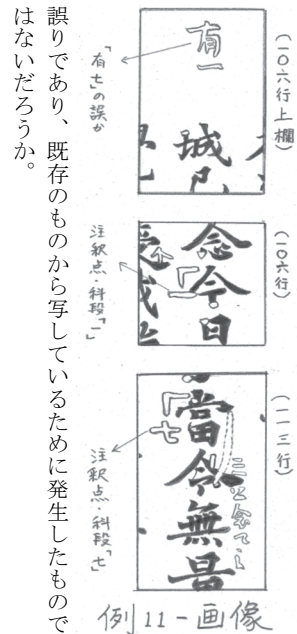
例10 - 画像

(二) 内容に関する誤記

〔例11〕(巻六・一〇六行、春日図版一〇五頁)

この例(画像は下段)は上欄の科段の注釈点が「有七」とあるべきところが「有一」(「七」より一画少ない形)になっているものである。実際に本文には「一」から「七」まで科段の注釈点が付され、これらは『疏』の記述に一致する(一三)。

右のような誤写・誤記は、記入者の自作文章ならば、あるいは出典たる注釈書を読みながらの記入であるならば生じたい



例11 - 画像

三―三、西大寺本の加點事情

西大寺本の資料性格について、築島(一九九六)は、「匆々の間に聴講者が記入したものとはとても考えられず、多分、講者が手控のために記入したものではないか」とする(一三)。

西大寺本の訓点が明瞭で整然としているのは容易に分かることであり、講者の手控えと見るのは妥当である。ただし、その手控えの成立としては、すべての訓点(本稿でいう「訓読点」と「注釈点」両方)を加点者が独自で創案された可能性もあるが、必ずしもそうではなく、先行資料の訓点を参考にした可能性も考えられるのではない。

『金光明最勝王經』は早くから日本へ将来され、天平六年(七三四)一一月の太政官奏(一三)では、得度のため本經が『法華經』の暗誦が必須とされるなど重宝されてきた。最近の研究では、刺穴点によって奈良時代から仏典訓読が行われたことが明らかに(一四)、『金光明最勝王經』の享受及び訓読・注釈も

平安時代以前から蓄積があった可能性は充分あると思われる。

西大寺本の同時代の資料として、京都国立博物館蔵『妙法蓮華經』平安初期点には、白点の「訓読点」と朱点で記入された多量の「注釈点」(天台大師智顗の『法華文句』に由来する)が存し^(二五)、整然とした加点は講義用の手控えか記入者の研究の結果物と見るしかない。その漢文注記が直接『法華文句』を参考して書き込まれたものか、あるいは他資料に記入されたものを写したのかは不明である。更に、時代は下るが、立本寺本『妙法蓮華經』寛治元年(一〇八七)点には、赤穂珣照聖人(一〇〇六―一〇八一)の訓点を白点で記した上、それと訓みの異なる部分だけを、朱点で元興寺明詮(九五八―一〇三六)の訓点を、墨点で興福寺寿慶聖人の訓点を併記している^(二六)。先行の諸種の訓点本を移点して整理した例になる。

平安時代初期の訓点資料の中、草稿本の例としては飯室切本『金光明最勝王經註釈』平安初期点を挙げるべきである。本資料は全巻に白点の「訓読点」が施され、西大寺本よりも稠密な「注釈点」をも有する。その他、少量の朱点の「訓読点」と「注釈点」も存する。これらの白点・朱点は筆の粗細、文字の大小から二、三種に見えるが、その用いられたヲコト点や仮名字体の種類は同じもので、行草の字様も非常に似ていると見られるため、その訓点は同一人物が異なる時に漸次記入されたものであると思われる^(二七)。ただし、本資料の加点は整理されているとは言いがたく、複数種類の注釈を書き入れている草稿の段階と見るべきである。

西大寺本の訓点を移点本とする見方は今まで殆どなかった。稿者は、その漢文注記が移点である可能性を提示したが、それ

は訓点資料で平安中期から見られる、師資相承や祖点の伝承という移点と同じレベルのものとは考えていない。稿者として西大寺本は、訓点の草稿本(例えば、飯室切本『金光明最勝王經註釈』のようなもの)から清書本を作る段階で諸本を移点整理したものではないかと考えている^(二八)。

四、結論及び課題

従来の研究では、西大寺本『金光明最勝王經』の白点の中のヲコト点・仮名(訓読点)と漢文注記(注釈点)の加点年代をはっきり区別しなかった。そのため、本稿では、西大寺本『金光明最勝王經』の白点に多量に存する漢文注記の記入年代を検討した。その結果、次のような二点を結論づける。

- (1) 西大寺本『金光明最勝王經』の漢文注記は、ヲコト点・仮名の「訓読点」と同じ時期に、同じ人物による記入であり、平安初期の天長(八二四―八三四)頃の加点と推定できる。春日政治氏の用語「本点」で一括して宜しい。
- (2) 少なくともその漢文注記に関しては、既存の他の資料から移点された可能性がある。

これらの漢文注記と本文の訓読との関係をどう設定すべきか、また本文のヲコト点・仮名の「訓読点」も移点である可能性はないかなど、様々な問題が残るが、これらについては今後研究を深めていきたい。

〔注〕

- (一) 本稿で取り扱う平安初期点のほか、西大寺本の所々には淡い白

墨の別筆による字音注記があり、それらは大きめの仮名(例えば、卷五・一六三行「春日図版八七頁」の「風火二蛇性輕拳」の拳字の右にある「己」(コ) など)や単漢字(例えば、卷三・三五行「春日図版四四頁」の「横生毀誘」の毀字の右にある「貴」(ク半) など)で施された訓点である。

この加点の仮名の部分について、春日(一九四二)は本点より以前のものと推定したが、本点を避けて加えたような所があるので若干後のものがないとは断言できないとした(研究篇一〇頁)。その後、釘貫(一九八三)は、原本調査の上、字音表記に用いられた仮名に上代特殊仮名遣のコの甲乙の区別がないこと(本点の仮名は区別している)を根拠に、春日説を修正して本点より後の加点と見た。ただし、両研究とも淡い白点の単漢字については言及しない。

また、朱墨の喜多院点と仮名も全巻に付され、これは巻第十卷末の「永長二年三月六日辰時点了」という朱筆奥書に対応する院政期の訓点である。朱点到漢文注記はない。

(二) 訓字とは「某」あるいは「某也」のように漢字一字で字義を示すもの。その殆どは当該文字の左右行間に記入され、稀には欄外に位置する。訓字の一覧(合計四二例)は『最研』二八・三〇頁を参照。墨の濃淡と漢字の大きさは白点①の仮名と一致し、注(一)の淡い白点の字音注記とは区別される。

(三) 仏書本文構造の解釈を科段という。「二―三」節で後述する例5など。

(四) 例えば、阿羅漢の名前をいう経文「具壽婆帝利迦」の右行間に白点で「此云善賢」と書き込む類(卷一・一〇行、春日図版一頁)。

(五) 西大寺本白点の複数訓箇所の漢文注記は当該經典の漢文注釈書

につながり、その複数訓の訓み分けの根拠を示すことがある。拙稿(二〇二三)を参照。

(六) 『最研』一七頁など多数。

(七) ②の場合、国語の読みに関わり、また①の示す読みと矛盾しないため、同じ時期の加点と見て良いと思うのが稿者の見解である。例えば、「広ク〔於〕舍宅に造ラ〔至也〕むトきに」のように「イタル」の読みを表すなど(卷一・二四六行、春日図版一三頁)。

更に、「二―三」節で後述する記入順序の考察とも矛盾はしない。

(八) 例えば本資料でいうと、平安初期白点と永長二年(一〇九七)朱点は墨色が異なり、淡い白墨による少量の仮名音注は本点よりやや後の別筆で(釘貫亨(一九八三))、やはり別点である。

(九) 例えば、仮名字体のる(ル)、あ(ア)、あ(エ)など。

(十) 『疏』の当該箇所の注釈文は次のようである。

經善男子依此二身一切諸佛說有餘涅槃

贊曰。第三有餘無餘分別門明三涅槃。即爲三段。此初明有餘涅槃。…(大正藏三九卷・二二六頁下・一八〇一九行)

(十一) 『最研』三三三頁で言及する。漢字仮名交じり文の中のヲコト点は、漢字字画と同じ白色になっているため、字面からやや離れて施され、訓読点の点図に比べると少し外向きになっている。

(十二) 『最研』研究篇一八・二三頁に従う。

(十三) 築島(一九八六)三頁。

(十四) 次述今者、梵音舊訛。今者、正云蘇跋那婆婆娑婆摩囉闍蘇恒纒。蘇跋那(此云金)……應言金光最勝王經。金王二字一向是喻。光明最勝並通法喻。(大正藏三九卷・一八〇頁中・一〇五行)

(十五) 經如是等諸大聲聞 贊曰。結歎也。以具前十六句功德故云大聲聞(大正藏三九卷・一八六頁中・二二・二三行)

(十六) 大坪 (一九六一) 一四〇頁〔改訂版上冊も同じ〕。大坪 (一九八一) 七四一頁〔改訂版下冊も同じ〕。

(十七) 小林 (一九八二) 三二六・三二七頁、三七四・三七五頁。

(十八) Osterkamp 2021、注16を参照。

(十九) その他、石山寺蔵『大智度論』天安二年 (八五八) 点、大東急記念文庫蔵『百論序』天安二年点、根津美術館蔵『大乘掌珍論』卷上承和元年 (八三四) 点にわずかに例があることが言及される。『大智度論』『大乘掌珍論』以外は、影印・複製本によって確認した。

(二十) 『文稿』の本文は墨の漢字仮名交じり文であり、その八〇・一二二行までの部分のみに朱筆のヲコト点・返点・仮名が施されている。中田 (一九七九) は本資料の朱筆が本文と同筆で、自分の書いた日本語文にヲコト点を記入した「奇現象」とする (一八〇、一八二頁)。春日 (一九八三) は同現象に対して、朱のヲコト点は後から施された訓法の訂正と見ている (二二四頁)。

『无上義』に関しては、本文全体にわたって記入されてある朱のヲコト点を、築島 (一九六九) は本文と同筆と推定する一方 (二三五頁)、大坪 (一九八一) は本文とは別筆で平安初期末頃の加点ではないかと考え (二〇頁)、やはり意見が分かれている。

その他、『文稿』や『无上義』のヲコト点に対する先行研究としては、山本 (二〇〇九・山本 (二〇一〇) がある。そこでは仮名とヲコト点の関係や機能の違いについて分析して参考になるが、漢字仮名交じり文の作成者とそれに付されたヲコト点の加点者との関係については、前掲の中田氏と築島氏の見解に従っている。

(二十一) 『疏』の対応箇所には「還宮生想有七」^一得見本師想。二

我聞法已下得大菩提想。^三即是值遇下得見諸佛想。……^七當令無量下令他得利想。」とある (大正藏三九卷・二九〇頁下・一九行・二九〇頁上・八行)。

(二十二) 築島 (一九九六) 三三七頁。

(二十三) 『続日本紀』卷第十一・天平六年十一月戊寅の条、「太政官奏、仏教流伝、必在僧尼。(中略) 自今以後、不論道俗、所奉度人、唯取闍誦法花經一部、或最勝王經一部、兼解礼仏、淨行三年以上者、令得度者、學問弥長、囑請自休。(中略) 奏可之。」

(二十四) 宇都宮 (二〇一二)、宇都宮 (二〇二三) を参照。

(二十五) 資料番号…B 甲 94。「e. 国宝」で巻一と巻八の画像が確認できる。

(二十六) 築島 (一九九六) 一〇八五・一〇八七頁を参照。

(二十七) 春日 (一九四二) 四四頁、築島 (一九八六) 三五〇頁。

(二十八) 拙稿 (二〇二三) では、複数訓の出典は同じく『疏』としながら、出典略記方式が「文」「疏」「有」などと異なることを述べたが、西大寺本を移点整理本と見る場合、この問題の解釈に手掛かりを供するかもしれない。

〔使用テキスト〕

丘崎彌太郎編『飯室切金光明最勝王經註釈』(白黒複製本)、多門店、一九二六

春日政治『西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究』斯道文庫紀要第一、一九四二年(再刊)『春日政治著作集 別巻』勉誠社、一九八五、本稿はこれを使用)

総本山西大寺編『国宝西大寺本金光明最勝王經 天平宝字六年百濟豊虫願經』(二冊本) 勉誠出版、二〇二三

SAT大正新修大藏経テキストデータベース 2018版

(<https://12dtk.ln-tokyo.ac.jp/SAT2018/master30.php>) 最終接続日:

二〇二四年七月一五日)

〔参考文献〕

宇都宮啓吾 (二〇一二) 「初期訓点資料における一問題——加点意識

と料具を巡る問題——」『書誌学報』(韓国) 四〇

宇都宮啓吾 (二〇二三) 「仁和寺藏『三十帖冊子』の訓点から観た漢

籍訓読の一問題、宇都宮啓吾編『国宝『三十帖冊子』修理から

見えてきたもの』勉誠社

大坪併治 (一九六一) 『訓点語の研究』風間書房(改訂版は著作集1

・2の上下二冊で収録、風間書房、一九九二・一九九三)

大坪併治 (一九八二) 『平安時代における訓点語の文法』風間書房(著

作集5・6の上下二冊で復刊、巻末に正誤表を付して改訂、風間

書房、二〇一五、本稿はこれを使用)

春日政治 (一九八三) 『国語文法発達史序説』(春日政治著作集 第二

冊) 勉誠社

釘貫 亨 (一九八三) 『西大寺本金光明最勝王経古点のコの仮名の用

法』『国語学研究』二三三

小林芳規 (一九八二) 「古代の文法Ⅱ」、築島裕編『講座国語史 文法

史』大修館書店

築島 裕 (一九六九) 『平安時代語新論』東京大学出版会

築島 裕 (一九八六) 『平安時代訓点本論考』ヲコト点図・仮名字体

表』汲古書院

築島 裕 (一九九六) 『平安時代訓点本論考 研究篇』汲古書院

中田祝夫 (一九七九) 『改訂新版東大寺諷誦文稿の国語学的研究』風

間書房

朴 賢 (二〇二三) 「西大寺本『金光明最勝王経』平安初期点の漢

文注記について——漢文注釈書と複数訓との関係——」『国語国

文』九二・一一

山本真吾 (二〇〇九) 「9世紀漢字 가타카나 混用文의 오코토点使

用에 대하여」『口訣研究』二三三

山本真吾 (二〇一〇) 「東大寺図書館藏『七喻三平等十无上義』につ

いて——『東大寺諷誦文稿』との比較を通して——」、月本雅幸

・藤井俊博・肥爪周二編『古典語研究の焦点』武蔵野書院

Osterkamp 2021, *The Last Days of Old Japanese, Studies in Asian*

Historical Linguistics, Philology and Beyond (Professor Alexander V.

Yovin's 60th birthday), Publisher Brill.

〔付記1〕

本稿は第一三〇回訓点語学会研究発表会(二〇二四年五月一二日、

於京都大学)での発表内容を基に修正加筆したものである。発表中ま

た発表後に貴重なご指摘・ご教示をくださった多くの方々にご心よりお

礼を申し上げる。

〔付記2〕

なお、本稿は日本学術振興会特別研究員奨励費「平安時代の仏書訓

点資料の訓読と漢文注釈書」(課題番号 23K11181)による研究成果の

一部である。

(はく) けん・本学大学院文学研究科博士後期課程・

日本学術振興会特別研究員)

【添付資料】西大寺本に見える漢字仮名交じり文一覽

本資料は『最研』三二三〜三二七頁に基づいてその釈文をそのまま移し、虫損は□で、訂正は取り消し線の後ろに「」で、脱落・追加情報は網掛けで示したものである。その際、片仮名は原資料の仮名を、平仮名はヲコト点を表す。(一)は春日訳文篇頁数の行数を、【】は当該巻の行数・文の位置を、【】は出典情報を表す。

卷一

①説ト聴ト説ルヲ惣名ク一時ト (一ノ四) 【二・右傍】

【明一註釈カ※】

②色身住家也又凡聖共居此共居所也 (一ノ四) 【二・右傍】

【疏】

③惣別相ヲ【門】*仮名なし(例から除外す) (一ノ七) 【六・上欄】

【疏】

④十五ハ別句也 一ノ一〇) 【八・上欄】

【疏】

⑤止ハ居也 (二ノ一九) 【二九・上欄】

【出典未詳】

卷二

⑥〇二顯シ諦ヲ勸令知 (二ノ一二) 【九・右傍】

【疏】

⑦即撰五德真如ト四知トナリ (二ノ一二) 【十・右傍】

【疏】

⑧三勸修 ヨト (二七ノ二三) 【一三四・右傍】

【疏】

⑨第三大段勸修行 ヨト (三〇ノ一八) 【一九四・左傍】

【疏】

卷三

⑩〇三段【照】境有二、一照境ノ分文申【齊】ヲ云 (四三ノ六) 【三・右傍十下欄】

【疏】

⑪二修【明】ス光利益ヲ有四 (四三ノ七) 【五・右傍】

【疏】

⑫〇一明時ト處トヲ (四三ノ七) 【五・右傍】

⑬衆ト「時即」五濁ノ時ツフ處即祇「穢」国、【フ】は處字ノ肩に

打った「トイフハ」点符 (四三ノ七) 【五・上欄】

⑭〇二明照境ヲ (四三ノ七) 【五・左傍】

⑮〇三明光能照ス所を (四三ノ九) 【七・右傍】

⑯〇四正修光益中有四 (四三ノ一〇) 【八・右傍】

⑰三尋光ヲ指をいふ所ニ 仏ノ所に (四三ノ一二) 【十・右傍】

⑱二所請主ヲ云 (四三ノ一五) 【十三・右傍】

⑲三所為幾ヲ云有二 (四三ノ一五) 【十三・右傍】

⑳仏ノ具ヘル二知ツ *異筆 (四四ノ九) 【二七・右傍】

【疏】

㉑四結ト勸ト修ト行トセヨ (四五ノ一八) 【五九・左傍】

㉒二讚勝勸行ヨト有四段 (五二ノ九) 【二一八・右傍】

㉓三依テ勸修学ムト云 (五三ノ二〇) 【二五三・右傍】

㉔四引己レヲ為証ト (五四ノ八) 【二六五・右傍】

㉕五明行ヲ法ヲ利益ヲ (五五ノ一四) 【二九四・右傍】

㉖六釈梵述成ス (五六ノ二〇) 【三二六・右傍】

㉗大文第四得益喜行ス (五七ノ三) 【三三二・右傍】

卷五 (五七ノ三) 【三三二・右傍】

㉘故ハ義因ト顯倒符ト也 (八九ノ一二) 【二一六・下欄】

㉙上来ハ正宗分了以下流通分也 (九六ノ一二) 【三五七・行下】

【出典未詳】

【疏】

【疏】

【疏】

【疏】

【疏】

【疏】

【疏】

【疏】

此自見也意云觀唯識行菩薩乘亦能行云也此依他破文也余四
喻モ准此之

文若水ノ中ノ月ノ行セム菩提ノ行ワ我モ（亦）（觀）行シキ菩提行ヲ
三シト念テ

此破意難得先方好也

（九九）【本文の二六四～二六八行裏】『出典未詳』

※明一（七二八～七九八）『金光明最勝王經註釈』卷第一、「言一時者。

第二總標說教時也。興公云……即說聽者五蘊諸法利那生滅前後相續
事緒究竟。總稱一時。廣如慈恩法華疏述。……」（大正藏五六卷・七

一八頁下・一八～二二行）。